

冊子 (IG Annual Review 2011/12) の要約

★ Page 3&4 - Supporting sea-borne trade

1. 世界の人々の生活を支える海運業は、世界経済にとって必要不可欠のもの。 但し、海運業はいつも大きな危険を抱えており、船舶の重大事故により、人命が損なわれたり、深刻な環境損害が引き起こされるなど、非常に広範囲で多くの人々に甚大な影響を与えることがある。P&I 保険は、船主／運航者の賠償責任リスクを引き受けるとともに、船舶の事故の被害者に対する船主／運航者の賠償責任を確かなものにすることにより被害者救済に資するものとなっている。
2. 世界の商船隊は、隻数で 8500 隻、総トン数で 10 億トンであるが、このうちの 90%以上が、IG を構成する 13 の P&I Clubs に賠償保険を付保している。
3. IG の果たしている機能としては、
 - (1) IG の Pool や再保険の仕組みにより、各 Club は非常に効率的で、公正なリスク分散と財務上の保証を組合員に提供できるとともに、比類ない高い限度額の賠償保険を提供することができるようになっている。
 - (2) IG には 90 を超える小委員会や作業部会があり、そこで船主の賠償責任や保険カバーに関する様々な情報交換が行われている。IG はそのような情報交換の場を提供している。
 - (3) IG は、船主のために船主を代理して、船舶の賠償責任に関する事項に関し、船主の声を国際機関、各国当局へ示す機能を果たしている。

★ Page 5 - Chairman's statement

IG の chairman の Isacson 氏からのメッセージ。相互保険の形で、P&I Clubs は 150 年前に船主の賠償保険を引き受けたときから、その時々の船主のニーズをしっかりと捉えながら、船主が必要とする保険を提供続けている。P&I Clubs と IG は、これから将来も、変わりゆく船主のニーズに対応して賠償保険を提供し続けていける、と述べている。このように対応できた/できるのは、P&I Clubs と IG の有する、弾力性 (resilience) 、反応性 (responsiveness) 及び頑健性 (robustness) のためと言う。

★ Page 6 - Executive officer's statement

IG の事務局長である Bardot 氏からのメッセージ。事務局が 2011 年に取り組んだ様々な問題に言及している。「制裁」「海賊」「液状化貨物」「客船の賠償保険に関するアテネ条約、欧州規則」「ILO の海事労働条約」「中国の油濁対応規制」「様々な国の様々な規制」等の問題に、IG に加盟する各 Clubs と協力して取り組んだ、IG 事務局の積極的な活動の様子を報告している。

★ Page 7 - Piracy

一向に減る気配のない海賊の問題についての報告。身代金支払いの平均額は、2007 年は 150 万ドルから 2010 年には 520 万ドルに上がり、1000 万ドルを超えるケースもかなり出

てきているという。当初は消極的だった武装護衛を本船に配乗させるケースが増えていること、また、IG は他の機関とも連携して、海賊への対応のガイドラインを定める BMP の改訂版作成、その他の対応に積極的に関与している等が紹介されている。

★ Page 8 - EU competition investigations

2010 年 9 月に始まった EU 競争法当局による IG 及び P&I Clubs に対する調査の内容および現状を報告している（現時点ではまだ何の結論も出ていない）。

★ Page 9 – Sanctions

近年、イラン、Ivory Coast、リビア、シリア等に対する様々な制裁が出現した。特に、制裁をより効果あるものにするために、保険（及び再保険）を規制の対象にすることが多くなっている。IG は EU、米国当局と接触して必要な情報を得て、全ての Clubs が制裁対応条項を導入したことなど、制裁に関する情報が述べられている。

★ Page 10- Solid bulk cargo liquefaction

貨物が液状化することによって、船舶が沈没するといった大事故が多数発生している。こうした液状化貨物の問題に関し、関係機関と連携して取り組んでいる IG の活動を紹介している。

★ Page 11 - Athens Convention 2002 Protocol / EU Passenger Liability Regulation

客船の賠償責任に関する改訂アテネ条約（2002 年議定書）とそれを摂取した EU の規則に関する最新の状況を報告している。改訂アテネ条約 2002 年議定書より EU の規則が先に発効してしまう可能性が高くなり、昨年、IG 並びに各 Clubs の理事会で討議の結果を踏まえ、後者で必要とされる Blue Card (但し、War & Terror は除く)を各 Clubs が出すことが決議された。

以上